

Azalea

2001.10.1

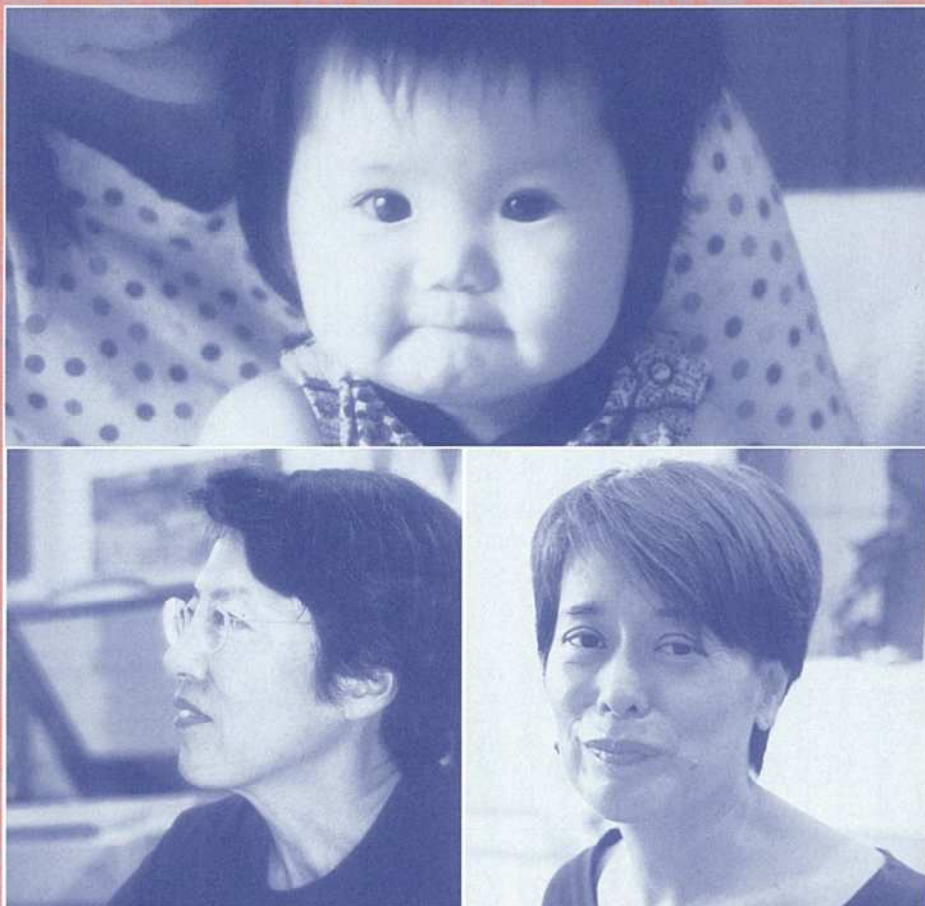
NO.26

保存版

特集

犯罪? ケンカ?

妻や恋人への暴力



北区女性センター「アゼリアプラネット」利用のご案内

男女共同参画の推進と女性問題に関する学習及び女性相互の交流の機会と場を提供するために設置された施設です。

施設の内容

- ◎学習室・料理室・和室(有料)
男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できます。(団体登録の要件有)
- ◎交流コーナー(無料)
情報交換や出会いの場として気軽に利用できます。
- ◎ワーキングルーム
登録団体が利用できます。
- ◎情報コーナー
女性問題に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオなどの閲覧、貸出を行います。

◇利用の申込み……利用日の2ヵ月前の日の属する月の初日から利用日の前日までに使用申請書を提出し使用料を納付してください。
※受付開始日の申込みは、午前9時30分までに来館してください。(以降は随時受け付け)

問い合わせ先……TEL (03) 3913-0161・0162
FAX (03) 3913-0081





犯罪？ケンカ？ 妻や恋人への暴力

10月13日、DV防止法が施行されます

10月13日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されます。まだ不十分との声はありながらも、女性に対する暴力への対応がやっと法律で規定されました。

『アゼリア』24号でもドメスティック・バイオレンスを取り上げましたが、今回はさらに進んで私たちを取り巻く現状を探ってみました。

理解されない本質

「暴力」は相手が社会の中で弱い立場にあることを利用し、相手に脅威を与えて服従を強いたり、また服従しないことに対する制裁として行われる行為です。

どんな理由があったにせよ、その人の自由意志や人としての権利を奪う行為は「人権侵害」であり、暴力が世界的な問題となってきた背景はここにありま

このような考えを生み出すものには何があるのでしょうか。「所詮女性には何もできない」「男は仕事、女は家庭」などといった男女のあり方に関する偏った見方や考え方があります。それが「自分のパートナーには何をしても許される」となり、パートナーを所有物のように扱う行動が正当化されるのです。

暴力を単に家庭内の問題としてきた社会背景や意識を変えない限りあらゆる「暴力」はなくならない、と各国の女性たちが運動を展開し、暴力防止の法律制定も進みました。

日本でも国の男女共同参画基本法、都の男女平等参画基本条例にも女性に対する暴力への対策が盛り込まれました。そして10月13日にはいよいよDV防止法が施行となります。

北区では

北区ではどんな取り組みがなされているのでしょうか。女性センター（アゼリア）

保母資格を持ったカウンセリングスタッフがケアにあたっています。

女性も子どもたちもこんなふうにして回復に向かっています。シェルター内には自然に自助グループ的な活動もできます。同じ体験を持つ女性同士が語り合い、サポートしあうことで落ち着き、自信を取り戻していくのです。

「シェルター内には暴力はありません。子どもを叱る時でも彼女たちは手を上げたりせず、納得するまで言葉で語り合おうとします。きっと暴力をなくしたい、という気持ちがそうさせるのでしょう」。

最終的な解決から自立への道

被害者の受入れに際しては、スタッフは事前にさまざまな準備や方法を伝え、サポートします。そしてパートナーや関係者から離れられる安全な地域で生活できるよう、十分な配慮をしています。

いろいろな準備をして、子どもを連れて逃げ出してくるのは並大抵なことではありません。けれどもパートナーと離別し、「自分」の人生を生き直したい、と行動する人にはあらゆる手を差し伸べているのです。

そうして努力を続けた結果、自分たちで事業を始める人も出てきました。

「初めてシェルターにきた時の顔とは打って変わって、彼女たちはとてもきれいになりました。自分の生き方に自信が持てるようになった喜ばしい再スタートです」。

「アブラネット」では、心の相談と女性弁護士による法律相談、その他にも生活福祉課の婦人相談が行われています（P5の表を参照）。6月22日に中間報告を行ったアゼリアプラン推進区民会議でも、今回は「女性の人権尊重」が新しいテーマとして掲げられました。

この中では、パートナーからの暴力、「性」と「生殖」に関する自己決定権（リプロダクティブヘルス/ライツ）への対応、メディアにおけるジェンダーの是正などを、提言に盛り込むべき新しい課題として今後も検討することになっていきます。このような動きを受けて、私たち編集委員も3つの施設を訪問し、現状を伺ってきました。

シェルターってどんなところ？

「シェルター」というと、皆さんはどのように想像なさるでしょうか。一般的には災難などから逃れる避難所のことですが、AWS女性シェルターはパートナーによる暴力から逃れてきた女性たちの駆け込み寺のような場所です。

93年4月からシェルター活動を開始しました。当時はDV被害者のシェルターはなく、既存の福祉機関では自分たちの望むサポートが充分受けられない、と被害者自らが立ち上がり、創った施設です。

設立当初は寄付と利用料で運営してきましたが、97年から東京都地域福祉財団から助成金が出るようになり、現在はそれらと合わせて講演会、講座などの事業収入で運営しています。平成14年度以降

DVは「私たち」の問題

女性たちが経験した暴力は決して新聞や雑誌に出てくるような凄惨なものばかりではありません。1年に1〜2回や、たった1回でもシェルターに駆け込むケースもあります。

暴力の回数や程度が甚だしいかどうかではなく、暴力によって相手を脅し、自分の意のままに支配していくこと自体が相手の「人権」を無視した行為であり、「犯罪」なのです。

暴力を振るう男性へのカウンセリングや法律の充実が望まれます。でも、それ以上に子どもの頃から男女がお互いを尊重し合うことを充分学ぶことが、暴力を根絶する王道なのではないでしょうか。

「ここに来る女性たちは、これまで生

グローバルな視点で活動

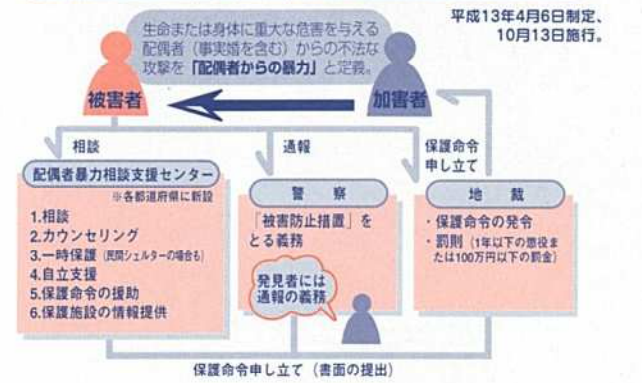
財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

アジア女性基金は、先の大戦中、日本軍により「慰安婦」とされた方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題に取り組むことを目的に、1995年7月に発足しました。今年で7年目になります。以来政府と国民の協力によって、元「慰安婦」の方々への国民的償い、今日的な女性の人権問題に関する事業など、さまざまな事業を実施しています。

国内外を忙しく飛び回る業務部長の松田瑞穂さんにお話を伺いました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

平成13年4月6日制定、10月13日施行。



財団からの助成金の見直しは難しく、今後も活動を充実させるためには、民間シェルター支援を目的とした助成に期待したい、とのことでした。

シェルター内での生活ぶりは……

年間の利用者は20組前後（母子含む）で、原則として4家族を3カ月まで受け入れています。

設立当初は50〜60歳代の利用者がほとんどでしたが、最近はパートナーとの同居が10年以下と年齢が若く、小さな子ども連れの女性が増えています。シェルター内では生活のルールは特に定まず、各家族がそれぞれの仕方です生活しています。

きてきた人生を全て捨てて脱出してくるのです。手に持てるだけの小さな鞆に身の回りの品を詰めて、信頼するはずのパートナーからの暴力や追従から逃げるしかないのです。

法律の施行は足が一步前に踏み出しただけのことです。今後は加害男性への取り組みも充実させ、社会全体でこの問題をサポートする仕組みを創ることが大切だと強く感じています。何かあったら一人で悩まずに是非電話をしてください。スタッフの皆さんはサポートを求める方々からの連絡を待っています。

AWS女性シェルター相談電話
(4月から番号が変わりました)
電話03-5338-3081
(月々金10:00〜16:00)

多くの方々の理解を得るために

「慰安婦」問題と女性への暴力は女性の名誉と尊厳を傷つけ、人権を侵害するということ意味では、根源は同じです。

「どうすれば、孤立させられない女性をサポートできるか」という視点を持ち、時代より少し先へ行く活動をするのが私たち財団の役割なのです」と松田さんはおっしゃいます。

松田さんはこの仕事をする前は、シェ

「子どもは暴力を見てきたことで本当に傷ついています。自分の苦しみや悲しみを語ることもできない状況で、恐怖と不安感を抱きながら暮らしています。母親と一緒にシェルターに来た子どもには

「子どもは暴力を見てきたことで本当に傷ついています。自分の苦しみや悲しみを語ることもできない状況で、恐怖と不安感を抱きながら暮らしています。母親と一緒にシェルターに来た子どもには

「子どもは暴力を見てきたことで本当に傷ついています。自分の苦しみや悲しみを語ることもできない状況で、恐怖と不安感を抱きながら暮らしています。母親と一緒にシェルターに来た子どもには

被害者への支援は？

「DV被害者の彼女たちはパートナーからの暴力（＝支配）を受けていたので、意志や感情を表わすことや自己決定する機会を奪われてきました。自分のペースで生活したり、規制のないところで自己を取り戻すことが何より大事なのです」。

「本人から直接連絡をもらうことが多いのですが、最近はその情報源がさまざまなメディアに広がっています。また、最近社会問題となっている子供の虐待に対する相談などがきっかけで、その母親自身が受けてきた暴力が明らかになる例もあります」。

「子どもは暴力を見てきたことで本当に傷ついています。自分の苦しみや悲しみを語ることもできない状況で、恐怖と不安感を抱きながら暮らしています。母親と一緒にシェルターに来た子どもには

「子どもは暴力を見てきたことで本当に傷ついています。自分の苦しみや悲しみを語ることもできない状況で、恐怖と不安感を抱きながら暮らしています。母親と一緒にシェルターに来た子どもには

ルターの草分けとしても有名な「HEL P」の職員として、DVの被害や売春を強要された外国人女性たちを現場でサポートしてきました。

「女性の人権に関わる今日的な問題、特に夫や親密な関係にある男性からの暴力の問題に対しては、まず、被害を受けている女性に対して、暴力は社会の問題であり本質は『犯罪です』、というメッセージを発信しました。それから自分自身や身近な人が被害にあった場合は相談できるように対応マニュアルの冊子を作りました。ポスターは、各方面からずいぶん反響がありました。冊子も皆さんに有効活用していただきました。その後、DVを社会問題として取り上げるようになったこともあり、啓発普及の効果はあったと考えています。」

相談員への情報提供

「この10月にDV防止法が施行されます。今度は相談を受ける方々が被害にあ



った女性をサポートする対応パンフレット制作を進めています。

サポート態勢は少しずつ整ってきましたが、被害者への対応は個々の相談員の技量や考え方によってまちまちです。被害者に対して適切で誠意ある対応ができるようにすること。これが次の課題です」と松田さん。

さらに「DVについては理解が進みましたが、インターネットや携帯電話などを悪用した新たな犯罪に子どもや女性が巻き込まれています。他にも援助交際や男性の買春など、色々な問題がありますね。力の強いものが力の弱いものを支配しようとする行為はその人の人権を無視した行為だということがなかなか理解されません。

現状や問題点、そして解決への糸口を皆さんにきちんと伝えるため、さまざまな調査に取り組み、国際的な動きも捉え情報提供、啓発普及活動をしています」とおっしゃいました。

新たな取り組み

日本では暴力を振るう男性のもとから被害者の女性や子どもたちが逃げ出して



財団法人女性のためのアジア平和国民基金業務部長 松田瑞穂さん

とありました。シェルター立ち上げにかかり始めたときから将来は、と考えていたんです。レストランという場にしたのは、就労の場、人とのつながりの場、ケアの拠点という3つのコンセプトに合った形態だったからです。」と、野本さんはいきさつを語りました。

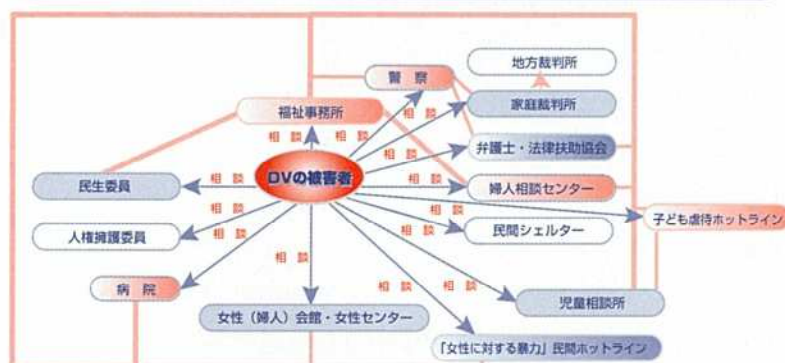
人とのつながり

「DV被害女性の多くは、夫や親しいパートナーによって、実家、親戚、友人など被害女性と関わりがある人たちから遠ざけられてしまい、次第に人とのつながりが途絶えてしまうのです。そうなるに彼女たちは孤立し、生きていくことに無気力になったり、人間不信に陥ってしまいます。そんな状態から抜け出し、本来の自己を取り戻すには相談相手、しかも同じ体験を持った仲間同士と出会い、対話することが大事です。ここに行けばあの人に会える、話せる、という安心感、心の安らぎが必要なのです。それがレストランSaya-Sayaなのです。お店に集う人々の優しいまなざしや心遣いを感じる空間でした。」



レストランSaya-Saya代表 野本律子さん

被害者を支援するネットワーク



今後のレストランは

「今主なスタッフは3人で、他にアルバイトの方、ボランティアでレストランを運営しています。テレビで報道されたこともあって、大きな反響がありました。経営的には多くのお客様が来て下さることが望ましいのですが、DVにはいろいろな複雑な問題が絡み合っています。広くお店をPRすることにも細心の注意が必要なのです。

働いている女性のひとりには「3時間の労働でも自分に自信が持てるようになった」と喜んでいきます。徐々にスタッフが

ひとりで悩まないで！サポートはここにあります

機関名	連絡先	受付時間など
北区女性センター (アセリアプラネット)		
心の相談 (女性カウンセラー)	03-3913-0161	水 15:00~19:00 金13:00~17:00
法律相談 (女性弁護士)	03-3913-0161	毎月第1土 (原則) 9:30~12:30
北区生活福祉課 難民相談	03-3908-1144	月~金 8:30~17:00
東京都女性相談センター	03-5261-3110	月~金 9:00~20:00 (土日祝、年末年始休)
東京ウィメンズプラザ相談室	03-5467-2455	月~金 10:00~17:00 (日祝日は16:30まで)
メンタルサービスセンター (男性専門相談、暴力克服プログラム)	03-3993-6147	月~金 10:00~19:00
女性ネット Saya Saya 無料電話相談	03-3800-0738	月 18:00~20:00
女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金) 電話相談	03-3971-8553	水~金 10:00~16:00
シェルター		
AWS女性シェルター	03-5338-3081	月~土 10:00~16:00
女性の家HELP	03-3368-8855	月~土 10:00~17:00 (英語、タイ語、タガログ語対応)
FTCシェルター	03-5608-6325 (無料相談)	月~金 10:00~16:00
東京都中部総合精神保健福祉センター	03-3302-7711	月~金 9:00~17:00 火 17:00~20:00
東京都精神保健福祉センター	03-3842-0946 03-3842-7711	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00 木 17:00~20:00
病院		
都立広尾病院	03-3444-1181 (代)	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:15
都立大久保病院	03-5273-7711 (代)	〃
都立大塚病院	03-3941-3211 (代)	〃
都立駒込病院	03-3823-2101 (代)	〃
都立豊島病院	03-5375-1234 (代)	〃
財団法人法律扶助協会東京都支部	03-3580-2851 (代)	専門法律相談 (予約制) 火~金 10:00~12:00 一般相談は、月~金 9:30~12:00, 13:00~15:00
財団法人新宿法律扶助センター	03-5381-2851 (代)	土・日・祝日・年末年始を除く 10:00~12:00, 13:00~14:30 (当日先着順)
犯罪被害者ホットライン (警視庁)	03-3597-7630	月~金 8:30~17:15
女性の人権ホットライン	03-3214-6698	月~金 9:00~17:00
東京家庭裁判所家事部企画調査官室	03-3502-8311	家事部企画調査官室 (区部及び豊島)

くのが現状です。何と理不尽なことなのでしょう。その上十分なシェルターもありません。

「ドイツ、フランスなど欧米諸国では、加害者の男性をパートナーや子どもが生活している地域に立ち入らせず、むしろ加害者を引き離す方向へと施策を転換しています。」

10月施行されるDV防止法の効果を期待します。また、暴力の世代間連鎖の問題や子どもへの影響も今後の重大な課題です。直接暴力が振るわれなくても、日常に暴力がある環境で生活することが、子どもの心に大きな影を落とします。

そのために、24時間対応してくれる相談窓口を広く知らせたり、被害にあった女性たちをエンパワーメントするプログラムの開発、相談員の教育マニュアル作成など今後もさまざまな研修、啓発・普及活動を継続していきたいですね。」

職員の中には松田さんのような方だけでなく、まさにほじめてこのような仕事

みんなの心の拠り所

インクルンSaya-Saya

インクルン立ち上げ

騒然とした都会から一歩離れたところに、何かなつかしい家庭的な雰囲気のお店が……。とびっきりの笑顔とおいしい食事で迎えてくれる女性スタッフに心が和んでしまう。レストラン Saya-Sayaはそんな空間でした。DV被害女性たちの経済的支援と心の拠り所としてレストランを立ち上げた代表のひとり、野本律子さんにお話を伺いました。

「私はカウンセラーとして彼女たちの悩みや苦しみを聞いてきたけれど、それだけでは足りない、という気持ちがあ

仕事に慣れて、お客様も口コミが増えてほしいですね。居場所としてのレストラン、経済的自立の足掛りとしてのレストランを両立させながら、この事業を軌道に乗せていきたいです」

ゆっくり、でも着実に。野本さんたちの活動への理解は少しずつ広がっています。



女性も男性も各々の力を発揮し、いきいきと生きるためには、「暴力」を自分自身の問題としてとらえ、傍観者にならないことです。相談に行つて納得が得られないことがあつたら、決して一度であきらめず別々の機関もあつてみることをお勧めします。また、身近な知人から相談を受けたら、ぜひこの特集号を差し上げて、サポートして下さい。

に就いた方もいらつちやつたそうです。今までとは全く違った世界を経験したまどいなながらも、人権や男女平等の重要性に気がつき、まさにご自身のパートナーとの関わり方が変わったという人もいらしたとのこと。

「今後も財団から発信するさまざまな情報をぜひ活用していただければ。また相談業務も行っているの何かあつたらぜひ問い合せてください」と締めくくられました。

相談電話 (毎週水・金曜日)
10:00~16:00
電話 03-6711-8593
財団連絡先
電話 03-5503-6222
FAX 03-5503-6221
E-mail: dignity@awf.or.jp
ホームページ
http://www.awf.or.jp

区民の皆さんとの意見交換会が開催されました

去る6月22日（金）、区民と学識経験者で組織する「北区アゼリアプラン推進区民会議」（以下、区民会議という）は、区民の皆さんとの意見交換会を赤羽文化センターで開催しました。

区民会議は、現行の女性行動計画「北区アゼリアプラン」が改訂されることに伴い、新たに盛り込む内容について検討し、提言をまとめています。

意見交換会では、男女共同参画社会実現のための課題の「男女平等の意識づくり」「女性の人権尊重」「あらゆる分野への女性の参画」「働く場における男女平等

の推進」「情報化について」「女性センターのあり方」の6点について、各委員がそれぞれの担当分野の現状や解決策等を説明した後、会場の皆さんからの質問に対して回答しました。質疑応答が活発で、終了時間をオーバーするほどでした。

区民会議は、区民の皆さんとの協働により提言を作成しますので、ご意見を事務局の男女共同参画室までお寄せください。また、意見交換会の資料をご希望の方は、男女共同参画室までご連絡ください（数に限りがあります）。

ホームページを更新しました

この度、男女共同参画室と女性センターのホームページを大幅に更新しました。男女共同参画室のホームページは、「北区アゼリアプラン推進区民会議」の議事的主要旨や審議会等への女性参画状況等を公開しています。

女性センターのホームページは、「事業の内容」「施設の内容」「施設の利用」「講座のご案内」「周辺地図」の5つのページから構成され、利用方法や講座の案内

等をしています。

どちらのホームページも、随時更新してできる限り新しい情報を提供できるよう努めていますので、お気軽にアクセスしてください。

北区役所ホームページアドレス

<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

川柳、一行詩を募集します

男女共同参画室では、来年3月の男女共同参画週間に向けて、川柳、一行詩を募集する予定です。

介護、育児などに関わる女性問題をめぐる女性の本音

や男性の戸惑いを川柳や一行詩に表現してみませんか。

詳細は来年1月頃の北区ニュースでお知らせいたします。

Azalea No. 26

刊行物登録番号
13-2-009
(10月号)

平成13年10月1日発行

発行/東京都北区総務部
男女共同参画室
〒114-8508
北区王子本町1-15-22
TEL 03-3908-9307
FAX 03-3908-1803

企画・編集/アゼリア編集委員会
区民編集委員
青木伸子
厚美薫
中村昭博
本田りえ
写 真/小田原淑子
協 力/株式会社 タクト・ワン

編集後記

DVの取材を通してひと
つの詩が思い浮かぶ。
「君の呼びかけに誰も答え
ないならば、君よ、我が道
を往け。皆が恐れを抱いて
沈黙するならば、君よ、開
いた心と恐れなき声を持つ
てただ真実のみを語れ」
(タゴール)
「暴力は、いかなる理由
があろうとも悪である」と
の「真実」の叫びを今！
そう、「アゼリア」を読ん
でいるあなたから……。
(中村)